

北ひろしま福祉会 新型コロナウイルス感染法人対応の今後のステップ

R3.1 1.1 施設危機管理部長作成

	利用者様支援						職 員				
	帰省	面会	来客	外出	短期入所	見学・新規	実習生 見学	他事業所訪問	外部研修	内部研修 委員会	体調管理
ステップ2	×	△	△ 修理点検等やむおえない以外は居住区・作業室に入らず。居室以外では法人の面会対応により事業所管理者の判断により実施	△ 感染対策を実施されている場所への実施。 飲食はしない。 緊急事態宣言および特定地域への外出は自粛。	×	新規 × (緊急時部長協議) 見学・実習 ○ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。できるだけ <u>居住区・作業場所には入らない対応。</u>	資格実習生 ○ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 見学 △ 見学者の体調確認を実施。事業所長が許可した場合で、 <u>居住区・作</u> <u>業室に入らない対応</u>	(法人内) △ 消毒等の感染対策を実施し、居住区以外は可能(打合せは会議室許可人数の半分でできるだけ短時間) (法人外) △ 先方に発症もしくはは面会規制がない場合には訪問可能。できるだけ短時間	×	研修会△ ZOOM等集まらない研修のみ 業務打合わせ等△ 実施場所の許可人数の半数の人数で短時間で実施。 重要と判断された場合は例外として、内容が法人運営に必要と判断された場合は例外。(判断は常務理事 不在時は現場理事) 実施前に、感染対策を施設危機管理部部長と感染委員長で対応確認実施。	①体調不調について、本人・同居家族の対応を継続 ②マスク着用・消毒・検温の継続 ③クラスター防止の為、プライベートも含めて職員同士の飲食や集まり等については自衛依頼を継続(指示あるまで)
北海道まん延防止等重点措置および緊急事態宣言時 ステップ2とする 状況改善でステップアップする。											
ステップ1	△ ご自宅以外の外出の自粛要請	△ 居室以外で法人の面会対応により事業所管理者の判断により実施	△ 修理点検等やむおえない以外は居住区・作業室に入らず。ただし、事業所管理者が許可した場合は可能。 来館者名簿と検温消毒を行う。	△ 感染対策を実施されている場所での実施。 飲食対応は、感染対策が実施されている店舗で個室対応ができる場合は実施可能消毒を行う。	△ 感染状況・ワクチン接種状況を考慮し開始期間調整中	新規 ○ (各事業所にて受け入れ時感染確認対応実施) 見学・実習 ○ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。	・資格実習生○ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 ・見学△ 事業所長が許可した場合で、見学者の体調確認を実施し対応。居住・作業室への入室は事業所管理者判断。	(法人内) △ 消毒等の感染対策を実施し、居住区以外は可能 (法人外) △ 先方に発症もしくはは面会規制がない場合には訪問可能。できるだけ短時間。	○ 感染対策されている研修のみ可能。 懇親会等飲食は不可 <u>(ただし、事業運営に必要な資格等の研修については道外以外可能)</u>	研修会△ ZOOM等集まらない研修の内容により必要性がある場合には部長会にて協議 業務打合わせ等△ 実施場所の許可人数でできるだけ短時間で実施。 ZOOMでできる場合にはできるだけ対応	④勤務中の休憩時間や勤務後にマスクを外しての感染が増加。屋食等特に注意すること。 ⑤喫煙所は閉鎖。車内で複数名での喫煙禁止
北海道の新警戒ステージによりステージ3（一部状況に応じて部長ミーティングにて検討する） 状況改善でステップアップする。											
基本	△ できるだけご自宅以外の外出の自粛要請	△ 体調確認を行い、居住区以外で実施。面会者名簿に記入(飲食は自粛)8	○ 感染対策および体調確認を実施 来館者名簿と検温消毒を行う。	△ 新しい生活様式により3密を避け感染対策をして混む時間を考慮し短時間で実施。	△ 感染状況・ワクチン接種状況を考慮し開始期間調整中	新規 ○ (各事業所にて受け入れ時感染確認対応実施) 見学・実習 ○ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。	・資格実習生○ ・見学 ○ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。	(法人内) ○ 消毒等の感染対策を実施。 (法人外) ○ 先方に発症もしくはは面会規制がない場合には訪問可能。	○ 感染対策されている研修のみ可能。 道外は不可。 懇親会等飲食は不可	○ 実施場所での許可人数での実施は可能。(別紙一覧表参照) でできるだけリモート研修で実施。	⑥コロナ対応が落ち着くにつれメンタル不調が多くなる。メンタルヘルス対応に追加(人事部対応)
北海道の新警戒ステージによりステージ1・2（一部状況に応じて部長ミーティングにて検討する） ※ただし、北海道のステージ判断でステップ2から基本になる場合には2週間程度ステップ1を経過させる											
備考	法人内(利用者様・職員)のサークル活動については全体(事業所をまたぐ)での動きは原則中止とする。利用者様サークルで各事業所のみでの対応は要望があった場合、感染対策を行い実施可能。 <u>法人が企画する法人外の方との行事の実施については、計画段階で部長会議にて可否を決定する。</u> ボランティアについてはしばらくの間中止とする										